

(令和 7 年 6 月 1 日から)
★職場(現場等)での熱中症対策が義務化へ！

□熱中症策が必要な作業条件！！

◎熱中症対策が必要な作業として、以下の 2 つの条件が定められました。

○気温条件：WBGT 値（※）28 度以上または気温 31 度以上で行う作業。

○作業時間：継続して 1 時間以上、1 日当たり 4 時間を超えることが見込まれる作業。

（※）WBGT 値→暑さ指数→熱中症予防情報サイトで確認→★厳重警戒(28 度以上 31 度未満)

(※無料メール配信登録可能)

(④段階中③番目)

熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（無料）

PC・スマートフォンから



<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

□義務化される 3 つの熱中症対策！！

①早期発見の体制整備。

②重篤化(じゅうとくか)防止措置の実施手順作成。

③関係作業員への周知。

①【早期発見の体制整備とは！】

熱中症の自覚症状がある従業員や、熱中症の恐れがある従業員を発見した人が、スムーズに報告できるよう、早期発見の体制整備が義務付けられます。「誰に報告すればよいか」が明確になるよう、担当者や連絡先を定める。

②【重篤化防止措置の実施手順作成！】

熱中症の恐れがある作業を行う際に、重篤化防止のための措置や実施手順をあらかじめ定めておくことが求められます。

～熱中症発症時の混乱を防げるよう、一連のフローを明確化する。～

- ・作業からの離脱方法。
- ・身体の冷却方法。(冷たいタオルを当てる、涼しい場所に移動させるなど)
- ・医療機関の搬送までの注意点。(該当従業員を一人にしない)
- ・事業場における緊急連絡網の整備。
- ・最寄りの医療機関や救急搬送先の連絡先・所在地の明記。

③【関係作業員への周知！】

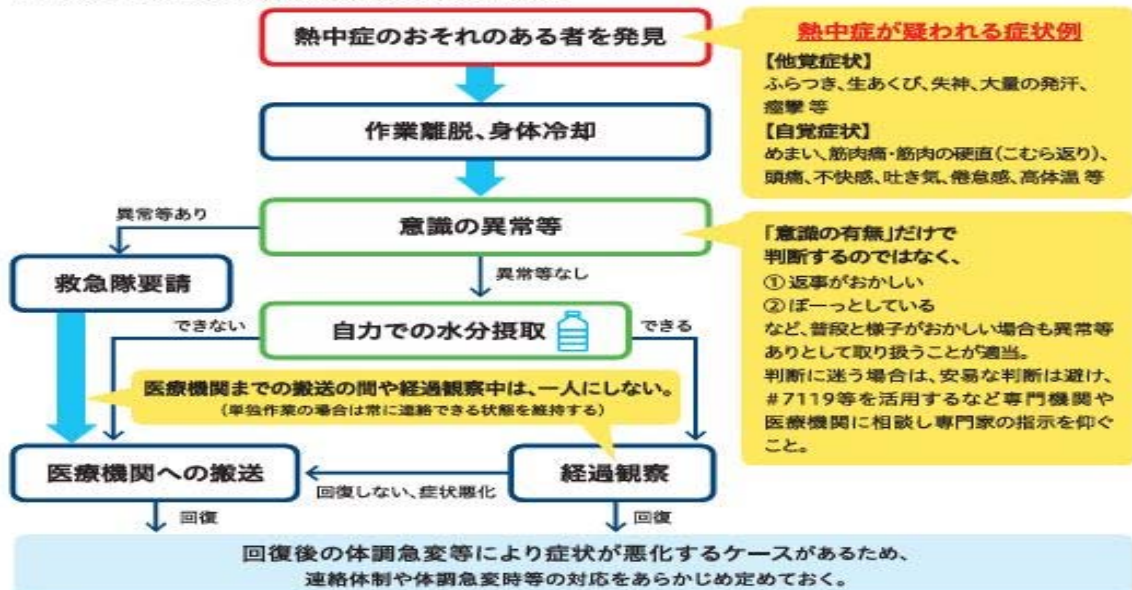
熱中症の早期発見体制や重篤化防止措置の実施手順について、関係する従業員に周知することが義務付けられます。口頭での周知でも問題ありませんが、内容が複雑で伝わりにくい場合は、文書の配布や掲示が推奨されています。

【罰則】(労働安全衛生法第 119 条)。

事業主が、職場における熱中症対策を怠ったことにより、法令に違反した場合には
6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科されます。

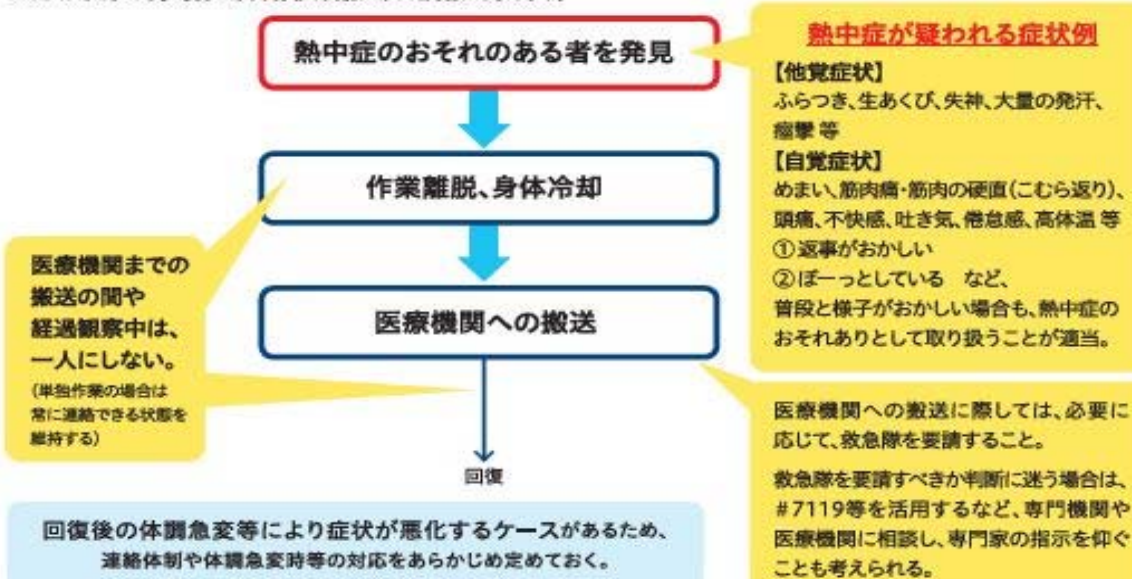
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には十分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】